7-1 「自転車安全利用五則」を知っていますか?

自転車は、道路交通法上、軽車両である。よって自転車に乗る場合は、道路交通法を守らなければならない。

自転車安全利用五則 (平成 19 年 7 月 10 日 警察庁交通局交通対策本部決定)

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ○夜間はライトを点灯
 - ○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

他にも、ブレーキなしの自転車(ピスト)の運転禁止、片手運転(携帯電話、傘差しなど)の禁止がある。またイヤホン・ヘッドホン使用を禁止する都道府県も増えてきている。

自転車で悪質な事故を起こした場合、自動車などで反則金(前科が残らない)の制度がなく、罰金が課せられる。また歩道上の自転車の事故は、原則自転車側に責任がある。

自転車での加害事故例

● 自転車通学中の高校生が誤って歩行者に衝突し、脊髄損傷の重傷を負わせた。

【賠償金】 6,008万

● 女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、看護師の女性と衝突。 女性には重大な障害が残った。

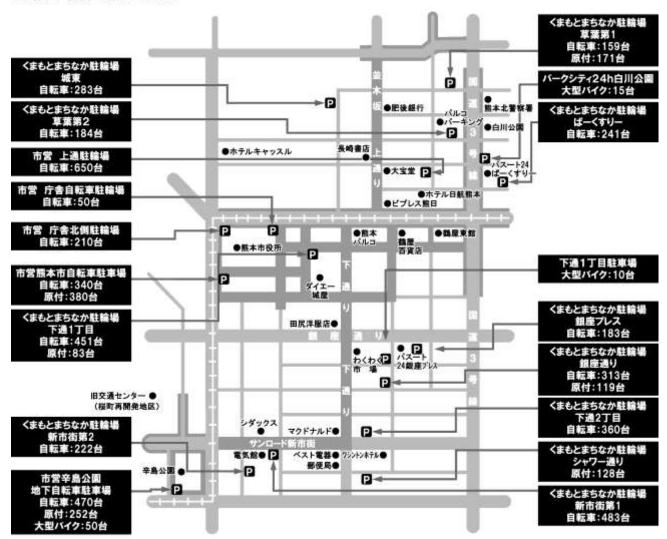
【賠償金】 5.000万

● 街灯のない線路際の道で、自転車で帰宅途中の高校生が電車に気を取られて歩行者に 衝突。歩行者は死亡。

【賠償金】 3,912万

熊本市では、自転車放置禁止区域を設けている。そのため中心部に自転車で行く場合は、 市営駐輪場または民営駐輪場に駐輪する。

自転車放置禁止地区



「能本市駐輪場マップより引用」

「自転車安全利用五則」を覚え、さらにブレーキなしの自転車の運転禁止、 片手運転の禁止、イヤホン・ヘッドホン使用禁止を覚えておく。